

令和 7 年 9 月 2 5 日（木）

令和 7 年 9 月定例会 総務厚生常任委員会委員長 報告

総務厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の概要と結果をご報告申し上げます。今回、当委員会に付託されました案件は、議案 1 1 件であります。

初めに、第 7 3 号議案 志木市税条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、加熱式たばこの課税方式の見直しについて、現状でたばこ税の税収が年間 3 億円程度あると思うが、本改正による増収の見込みはとの質疑があり、執行部より、たばこ税の影響額については、4, 0 0 0 万円程度の増収と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、第 7 4 号議案 志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、本改正の対象となる精神障がい者保健福祉手帳 2 級所持者はどの程度か、従来は自立支援医療の自己負担 1 割分を市が補助していたが、埼玉県の高度医療の対象となることで市の負担はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、精神障がい者保健福祉手帳 2 級所持者のうち自立支援医療の対象者は 7 月現在で 4 6 7 人である。高度医療は埼玉県が 2 分の 1 補助なので、残り 2 分の 1 が市の負担となると見込んでいるとの答弁がありました。

次に、第 7 5 議案 志木市子ども医療費の助成に関する条例及び志木市ひとり親家庭等

の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、来年度からマイナンバーカードによるオンラインでの資格確認が可能になる
とのことだが、受給者証は発行され続けるのか、全てマイナンバーカードによる確認にな
るのかとの質疑があり、執行部より、システムを改修していない医療機関がある場合や、
システムに不具合が出た場合のことも考慮し、受給者証は発行するとの答弁がありました。

次に、第 6 7 号議案 令和 7 年度志木市一般会計補正予算（第 4 号）の件について、ご
報告いたします。

委員より、債務負担行為の新複合施設設計技術協力等業務委託の 3, 3 0 0 万円の内訳
についての質疑があり、執行部より、3 つの契約から成り立っている。1 つ目は、設計技
術協力業務で施工事業候補者、2 つ目は、設計変更等業務であり、施工事業候補者からの
技術提案を受けて、設計を変更する業務、3 つ目は、コンストラクションマネジメント業
務であり、発注者である市の立場に立って、本業務全般の支援を行う。それぞれが 1, 1
0 0 万円で 3 つの業務委託を計 3, 3 0 0 万円で債務負担行為を設定するものとの答弁が
ありました。

また委員より、プロポーザルの評価はどのように行うのかとの質疑があり、執行部より、
評価のための委員会を組織していく。大学の専門家を 2 人、ほかに副市長、関係部長を考
えている。評価項目としては、E C I 業務への取組等についての体制、取組意欲などが中
心になってくると考えているとの答弁がありました。

次に、第 6 8 号議案 令和 7 年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件
について、ご報告いたします。

委員より、国民健康保険財政調整基金積立金 5, 0 0 0 万円についてはどのような想定

で積立を行うのかとの質疑があり、執行部より、過年度分の埼玉県普通交付金などの返還のために、例年１２月又は３月に一般会計から、その他繰入れをお願いしているが、例年償還金が３，０００万円から５，０００万円程度生じており、前年度繰越金を一旦一般会計に全額返納すると、償還金を予算措置する際に、改めてその他繰入れをお願いせざるを得なくなるので、今回は５，０００万円を基金に積み立て、１２月又は３月の補正予算で県への償還金を予算措置した上で剰余が発生した場合は、令和８年度の国民健康保険税を設定するための財源として活用していくとの答弁がありました。

次に、第７０号議案 令和７年度介護保険特別会計補正予算（第１号）の件について、ご報告いたします。

委員より、債務負担行為の生活支援体制整備業務委託については、従来志木市社会福祉協議会に委託してきたが、業者選定はどのようにされるのか、プロポーザルということかとの質疑があり、執行部より、プロポーザルを実施していこうと考えているとの答弁がありました。

次に、第７１号議案 令和７年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第７７号議案 令和６年度志木市一般会計歳入歳出決算認定についての件について、ご報告いたします。

委員より、歳出第２款総務費第１項１目一般管理費 昇任選考に関し、主査級の対象者が４２人で受験者が８人、受けていない人が多い要因はとの質疑との質疑があり、執行部

より、主査級、主任級ともに、対象者には全部局長から声をかけ意向確認をしているが、主査級については、個人の働き方に対する価値観の違い、生活感に関わる本人の判断等によって、受験者が少ないという現実かと思う。主任級についても受験者が3人、受験しなかった職員は同様の理由によって受験を見送った状況であるとの答弁がありました。

委員より、2目広報広聴費のホームページのA Iチャットボットについては、どこの企業もあまりうまくいっていないと聞いている。今の状況であれば要らないのではないかと考えるが、経費はいくらかかっている、なくすことも視野に入れているのかとの質疑があり、執行部より、年間264万円かかっており、来年度は今のところ廃止ということで考えているとの答弁がありました。

委員より、4目財政管理費のふるさと納税については、新たなサイトを増やした以外に工夫はされているのかとの質疑があり、執行部より、今月からふるなびを新たに導入し、一定の効果は出ていると考えるが、返礼品等をもっと拡充していき、効果を見極めていきたいとの答弁がありました。

委員より、10目情報管理費について、昨年度から生成A Iを使った行政事務にかなり力を入れており、業務負担の軽減により、業務時間の削減や、削減された時間を別の業務へ充てるなどの効率化が図られているとのことだが、生成A Iは誤りが多くあったり、嘘をつく、いわゆる「ハルシネーション」という問題に対して対策を検討しているのかとの質疑があり、執行部より、生成A I利用のガイドラインを策定して運用しており、生成された文書は、必ずファクトチェックを行い、生成されたものをそのまま公文書として利用しないことと定めているので問題はないと考えているとの答弁がありました。

委員より、第2項徴税費について、不納欠損が令和5年度に比べて令和6年度は200件ぐらい減っている理由はとの質疑があり、執行部より、まずは適切に調査を行い、徴収が不可能と判断した場合は不納欠損としている。通常、徴収や債務の承認等で時効の中断を行わなければ5年で時効を迎えるが、本市ではそういった単純時効による不納欠損は一切なく、全て調査をした上で徴収が不可能と判断したものについて不納欠損しているとの答弁がありました。

委員より、第3款民生費第1項1目社会福祉総務費について、オンラインで実施したごちゃまぜの会というのはどういう会だったのか、それによって今後どのような進展があるのかとの質疑があり、地域共生社会を実現するための一つ的手段として、昨年度、試行的に実施した。

地域ですてきな活動をされている団体同士のつながりを生むこと、知ることによって、さらに素敵な団体の活動につながるような活動をした。市としては、既にある活動をつなげていくということが、地域共生社会の実現につながるものとして実施したもので、今年度も実施を予定しているとの答弁がありました。

また、委員より、基幹福祉相談センターは、非常に優れた場所だと思っているが、課題はとの質疑があり、執行部より、従来志木市として目指すところは、各相談機関でも、複合的な相談を受けた場合は、その窓口で様々な機関と連携して課題を解決できる体制が包括的な相談支援事業体制と呼べるものだと考えている。重層的支援体制整備事業の準備をする中で、各機関が協働して支援をできるようにするとか、総合的な相談支援体制とはどういうものかとの研修を今年度実施しているので、それを基幹福祉相談センターと共生社会推進課が一体となって進めていくことが、現在の大きな課題として認識しているとの答

弁がありました。

委員より、3 目老人福祉費の救急医療情報キット配布事業については、平成24 年開始当初はかなりPRしていたが、どのような状況になっているのかとの質疑があり、執行部より、令和6 年度は66 個配布しており、大体毎年50 個前後は配布している。民生委員さんがかなり協力してくださって配布が進んでいる。消防にも問い合わせたところ、活用しているということで、今後もこの事業は継続していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、4 目老人福祉センター費の第二福祉センターについては、柳瀬川からのバスも、ふれあい号も同時になくなり、利用者が減っているのではないかと思ったが、そう影響は見られないのかとの質疑があり、執行部より、特に大きく減って、ふれあい号の影響による減とは聞いていないとの答弁がありました。

委員より、第2 項1 目児童福祉総務費について、ヤングケアラー実態調査により把握したヤングケアラーの可能性が高い児童生徒に対して支援会議を開催し、協議・情報共有を行うとともに、学校・学校福祉相談員・子ども支援課による見守りや相談の対応を行ったとのことだが、家事支援の制度の実績はどうだったのかとの質疑があり、執行部より、家事支援事業の実績は1 件であった。ただ、申請を待っているだけではなく、実態調査の結果を踏まえて、また、要保護児童対策地域協議会などでも関わっているご家庭など、ヤングケアラー支援会議を開催して、状況については随時確認を行ってきた。見守りが必要と判断した家庭には、学校や教育サポートセンターを通じて見守りをお願いして、進捗を確認していくとの答弁がありました。

また、委員より、児童発達相談センターについては、相談がどれくらい整っていて、相談数がどれくらいなのかとの質疑があり、執行部より、現在、専門職 6 人で相談を受けている。1 日に 4 枠という中でも、事前予約が必要な個別相談について、新規は約 1 か月以内でご案内できている。昨年度、最長 3 か月かかることもあった部分は、最短に努力している。

また、月 2 回予約なしで受け付けることができるおひさま広場があるので、そちらに案内することで、新規に関しては 1 か月以内に報告を受けることができ、お話が聞ける状況はできている。相談件数については、令和 5 年度から増えてきており、年々少しずつ増加しているとの答弁がありました。

委員より、6 月学童保育費について 令和 5 年度から 4 0 0 人ぐらい学童保育に所属している方が増えているが、増えた学年は、増加への対策を考えた方がよいのではないかと質疑があり、執行部より、低学年が増えており、特に志木小学校が増えている。ただ、今後は 3 年間で 1 0 0 人未満程度減少する見込みとなっている。今後も適切にサポートができるように取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、第 3 項生活保護費の生活保護扶助費について、総括質疑で不正受給が 8, 0 0 0 万円近くあったと思うが、こういった事由が主にあるのかとの質疑があり、執行部より、いわゆる不正受給というと 7 8 条返還金が当たるが、就労収入があるのにもかかわらず、その申告がされていないことが後の調査で発覚した場合や、仕送り等があったけれども申告されていなかったという場合が主な要因であるとの答弁がありました。

委員より、第4款衛生費第1項3目予防費の母子保健に要する経費について、産後ケア事業の中のおっぱいケア訪問は令和5年度から大幅に増えており、産後90日以内の方々に対するケアをうまくしていけば、母乳育児が増えてより良い産後ケアになるかと思うが、どのようにしているのかとの質疑があり、執行部より、おっぱいケア訪問については平成28年度から行っている事業であり、利用延べ人数は、令和5年度は86人、令和6年度は118人と増加している。市として母乳育児を特に推奨しているものではなく、ミルクによる育児でも大丈夫ですと伝えている。妊娠届出時から各事業をご案内しているところであり、引き続き、母乳育児や育児全般について啓発を進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、乳幼児健診の受診率は平均95.9%であり、4%程度の方々が受診されておらず、入院されている等の理由があるかもしれないが、虐待があったり、お母さんが疲弊していたりするケースもあると思うので、健診を受けていないご家庭のフォローをどのようにされているのかとの質疑があり、執行部より、未受診の方については母子保健推進員に訪問を依頼し、目視確認の上、その結果を毎回カードで報告していただいている。

虐待のケースなどがあるかもしれないということについては、地区の担当保健師が子ども支援課の担当と随時連携している情報を把握したうえで、必要に応じて家庭を訪問し、現状を把握する等行っているが、居住実態がないケースもある。

また、把握は目視のほかに、子ども医療の受診履歴や予防接種の履歴を確認した上で、市内に住んでいることを確認している。確認できない方は外国人の方が多く、外国人で把握できない方については、入国管理局に対して通知で確認を依頼し、確実に把握をしているとの答弁がありました。

また、委員より、健康政策の減らソルト事業は長くされており、効果があるのは理解しているが、ずっと進化し続けるのは非常に難しい事業ではないかと感じている。どのように進化をさせていくのかとの質疑があり、執行部より、疾病構造を見て、一番問題なところに焦点を当てて健康づくり施策を進めていくことが必要なので、循環器系の疾患や、血圧が県の平均より若干高いという状況が改善してくれば、方針を切り替えていくところもあるかと思う。

現在、栄養士さんたちに考えていただき、塩分とカリウムは関係が深く、カリウムを摂ることでナトリウムが排出されるため、減塩を啓発するだけでなくカリウムが摂れるお惣菜や食品などを選ぶといいというポップをつくってコンビニに貼らせていただいたり、活動の幅を広げているところなので、引き続き温かい目で見守っていただけるとありがたいとの答弁がありました。

次に、第 78 号議案 令和 6 年度志木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件について、ご報告いたします。

委員より、昨年度は、国民健康保険税の税率の改定を行ったが、昨今の物価高の収まらない中で、増税は行うべきではなかったのではないか、県内の他市町村はどのような状況かとの質疑があり、執行部より、令和 9 年度の県の準統一、最終的に法定外の繰入金をゼロにする方針を踏まえると、やむを得ないと考えている。早期に県内の統一を実現すると、国からインセンティブ交付金が県に交付される。交付金を活用すれば、各市町村の事業費納付金が少なくて済むだろうということで、埼玉県第 3 期国民健康保険方針では、令和 9 年度に税率の準統一、令和 12 年度には県内の完全統一を目指しており、県内 63 市町村は法定外繰入れの解消に向けて、順次税率改定を行っている状況と認識しているとの答弁

がありました。

また、国民健康保険税の収納率について、令和 6 年度に税率を改定したにもかかわらず、令和 5 年度は 95.6%、令和 6 年度は 95.12%であり、国民健康保険加入者の負担を少しでも減らせるように配慮して、収納管理課と一体となって努力した結果ではないかと考えるがどうかとの質疑があり、執行部より、収納率が上がれば税率は少しでも低く設定することは可能なので、そのように留意していきたい。実際、収納管理課では、ファイナンシャルプランナーによる定期的な生活改善型の納税相談など、きめ細やかな納税相談を行い、継続的に納めていただける環境づくりを行っている。その中で、例えば国民健康保険加入者が家族の扶養に入れる要件があれば、入っていただくような助言・指導などもされている。国民健康保険税の収入自体は減ってしまうが、被扶養者になれば保険料負担は要らないので、その中で医療を受けられるように配慮するなど、諸々の積み重ねの結果と認識しているとの答弁がありました。

次に、第 80 号議案 令和 6 年度志木市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件について、ご報告いたします。

委員より、介護保険料の収入未済額が前年度に比べて 11.1%増加している要因はとの質疑があり、執行部より、普通徴収の収納率については令和 6 年度は令和 5 年度より高くなっている。令和 5 年度と令和 6 年度で、特別徴収と普通徴収の人数はほぼ変わっていない。調定額が令和 5 年度 11 億 5,000 万円から、令和 6 年度については 13 億 6,000 万円と、1 人当たりの基準額が増えているので、同じ人数が滞納となった場合に、トータルで増えたものと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費、短期集中予防サービス・活動 C は自分で目標を決めて、運動機能から生活の質の向上につながるサービスだが、

利用状況が伸びていない。ケアマネジャーに働きかけていただいていると思うがどのような状況かとの質疑があり、執行部より、ケアマネジャー、又は地域包括支援センターのケアマネジャーのケアプランに基づいて実施されるので、ケアマネジャーの利用者に対する働きかけ、アセスメントがとても重要になる。かねてから実施している自立支援型地域ケア会議などを利用しながら、自立に向けた支援の一つとしてサービス・活動Cを積極的に活用していただくように働きかけているが、伸び悩みが続いているので、機会を捉えながら、今後も活用の推奨はしていきたいとの答弁がありました。

次に、第81号議案 令和6年度志木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件については、執行部の説明をもって了承いたしました。

以上で、全ての質疑を終了し、採決を行った結果、第73号議案、第74号議案、第75号議案、第67号議案、第68号議案、第70号議案、及び第71号議案については、総員をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

また、第81号議案については総員をもって、第77号議案、第78号議案、及び第80号議案については賛成多数をもって、原案の通り認定すべきものと決しました。